その他（「その他」欄に試用期間を設定した場合）☞

1. 社会保険の加入状況
2. 雇用保険の加入状況
3. 入社日より3か月間は試用期間とし、当該期間満了日までに健康状態、出勤状態、成績、業務適正等を総合的に判断して、本採用の有無を決定するが、本採用することが不適格であることが明らかとなった場合、あるいは次の各号のいずれかに該当する場合は解雇する。なお、この決定については、試用期間満了日までに行う。
	1. 会社へ提出した書類の記載事項、または面接時に申し出た事項が、事実と相違することが判明したとき。
	2. 業務遂行に支障となる恐れがある既往症を隠していたことが判明したとき。
	3. 就業規則第○条（普通解雇）に該当する事由があったとき。
	4. 就業規則第○条（懲戒解雇）に該当する事由があったとき。
	5. 所属長の指示に従わず、職場のチームワークを乱したとき。
	6. 正当な理由のない遅刻、早退、欠勤が多いとき。
	7. 健康上、業務に耐えうる状態でないと会社が判断したとき。
	8. 勤務態度が悪く、若しくは業務に対する熱意がなく、従業員としての適格性がないと会社が認めたとき。
	9. 通常の教育研修をしたにもかかわらず、一定水準に達しないとき。
	10. 必要な業務を習得する能力がなく、本採用とするに不適当と会社が認めたとき。
	11. 応募時および採用決定後に提出すべき書類を、所定期日までに提出しなかったとき。（但し、やむを得ない事由により会社の承認を受けて後日提出する場合はこの限りではない。）
	12. その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）